

土浦市長選挙



投票日時 10月22日(日) 午前7時～午後6時

告示日 10月15日(日)

問選挙管理委員会 (☎内線2210)

期日前投票

投票日当日に投票所に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください

期日前投票期間 10月16日(月)～21日(土)

期日前投票所	住所	期日前投票時間
土浦市役所本庁舎2階201会議室	大和町9-1	午前8時30分～午後8時
荒川沖西部地区学習等供用施設	荒川沖西二丁目11-28	午前8時30分～午後8時
神立地区コミュニティセンター	神立町682-54	午前8時30分～午後8時
新治地区公民館	藤沢990	午前8時30分～午後8時
イオンモール土浦2階	上高津367	午前10時～午後8時
土浦ピアタウン1階 NEW	真鍋新町18-13	午前9時～午後8時

! 期日前投票期間中はどの期日前投票所でも投票できますが、選挙当日の10月22日(日)は投票所入場券に記載された投票所でしか投票することができませんので、ご注意ください。

子どもと一緒に選挙へ行こう!



18歳未満の子どもは親と一緒に投票所に入ることができます。親が投票する姿を子どもに見てもらうことは、貴重な社会教育となり、子どもが政治を身近に感じるきっかけにもなります。

記念品プレゼント

今回の選挙で、18歳未満の子どもと親子連れで期日前投票された方へ記念品をプレゼントします。

※記念品は数に限りがあります。

不在者投票

次のいずれかに該当する方は、所定の手続きを行うことにより、投票日前日までに不在者投票をすることができます。

- ・仕事などで他市町村に滞在し、滞在先での投票を希望する方
- ・投票日当日に18歳になる方で、期日前投票期間中の時点では17歳の方
- ・県選挙管理委員会が指定する病院・介護老人保健施設などに入院・入所している方で、一定の事由に該当する方(詳しくは各施設にお問い合わせください)
- ・身体に重度の障害があり、一定の事由に該当する方(郵便などによる不在者投票の投票用紙の交付請求期限は10月18日(水)です)

※手続方法など、詳しくはお問い合わせください。

投票できる方

次の要件すべてに該当し、選挙人名簿に登録のある方

- ・平成17年10月23日以前に生まれた満18歳以上の方
- ・土浦市に転入し、令和5年7月14日までに転入届出をした方

※投票する前日までに市外へ転出した方は対象外です。

選挙公報

新聞折込のほか、市役所本庁舎、各支所・出張所、各中学校地区公民館、各投票所で配布します。また、ホームページでも閲覧できます。発行は告示日の数日後です。

開票

開票は投票終了後、午後7時から霞ヶ浦文化体育会館で行います。投票結果はホームページに掲載します。